特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

地方税法における国民健康保険税関係事務

国民健康保険税は、国民健康保険法第5条,第116条及び第116条の2に規定の被保険者に対し,地方税法第703条の4及び国民健康保険税条例第1条 に基づき医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分(40歳から64歳までの方)の、所得割、均等割、平等割(介護保険分はなし)を合計した金額が世帯の年税額となる。年度途中に国民健康保険への加入や脱退等の異動があった場合には、加入月数に応じて再度算定する。 また、国民健康保険税を納める義務は世帯主にあるので、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主あてに届く。賦課期日は、当該年度の4月1日現在で国保資格のある者被保険者について、世帯主を納税義務者とする。(注1)課税標準額=前年中の総所得金額-基礎控除 年税額=医療保険分+後期高齢者支援金分+介護保険分

(それぞれの賦課限度額を超えて課税されることはない)。国民健康保険加入者は、毎年所得の申告が必要(所得がない人や、遺族年金・障害年金だけの人も)。無申告の場合、国や市で定める軽減・減免等ができない。

ただし、次の人は申告する必要がない。

所得税や市民税の申告をした人

勤務先から給与支払報告書が市へ送付されている人

非課税年金以外の年金を受給している人

|納期は、6月から翌年1月までの8期で、納期限は通常各納期の月末(12月は25日)

国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者について 算定した総所得金額及び山林所得金額等の合計額に応じて、その世帯に係る被保険者の均等割、平等 割を軽減します。

国民健康保険に加入している人で所得申告をしていない人、所得がない人などは、所得の状況を申告を しないと、軽減判定ができない。申告がない限り軽減世帯の対象とはならない。

次の(ア)、(イ)の両方に該当する方は、届出をすることにより給与所得を30/100として保険税を計算する。 最長2年間、保険税の所得割が軽減されるので、健康医療課保険年金係で手続き要。

(ア)平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の方

(イ)雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが

11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれか

※離職理由についての詳細はハローワーク(公共職業安定所)へ。世帯主や世帯員が後期高齢者 医療制度に移行し、国民健康保険被保険者が1人となる世帯について、次のとおり平等割が軽減される。

・移行後5年間→平等割が半額に軽減

・移行5年経過後の3年間→平等割の1/4が軽減火災などの災害にあわれた場合や、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定及び精神障害者手帳1級を持つ国保加入者などで、それぞれ一定の条件に該当する人は減免の適用が受けられる。

税率改正は、国保特別会計の状況によって必要に応じて見直しが行われている。

地方税法等に則り、国民健康保険税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。

・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。

①確定申告書,市県民税申告書及び国民健康保険税簡易申告書の内容確認、課税対象者情報の準備(地方税法 第703条の4等)

②特別徴収事業者からの、各種データの送受信。(地方税法第706条 等)

③他市からの転入者及び住所地主義の特例適用者の情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)

④減免申請書にかかる身体障害者手帳, 療育手帳及び精神障害者手帳における等級等の確認

⑤国民健康保険資格情報の確認

⑥番号法第19条第8号別表第二第27項、第28項、第29項、第42項、第44項、第45項、第46項に規定された業務および機関に対する所得、資格情報の提供及び移転。

⑦番号法第9条別表第一第16項、第17項、第30項に規定された業務に関し必要な所得, 資格情報の提供 及び移転

⑧収納・滞納情報の照会

⑨滞納者の実態調査照会文書の回答依頼

⑩納付書等の返戻

⑪口座情報の管理、異動、照会

⑩納税・納付証明書の発行

③システムの名称

国民健康保険システム、個人住民税システム、確定申告支援システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、住民記録システム 、宛名・納付システム

2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル 住民票情報ファイル 宛名・納付情報ファイル

②事務の概要

3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一第16項、第30項等				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する]				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第1項、第27項、第28項、第29項、第42項、第44項、第45項、第46 項、および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項、並びに内閣府・総務省令第5号第16条等				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部税務課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
-					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課行政係 (TEL.0866-92-8218)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総社市中央一丁目1番1号				

II しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>					
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点					
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点					
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

and the second		STATE ALE	-
	TE 2411	断結	88
		531 BB	_

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載さ						
れている。						
2. 特定個人情報の入手(ヤ	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接統	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部盟	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「Ⅳリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	(注1)課税標準額=前年中の総所得金額-基 礎控除(33万円)	(注1)課税標準額=前年中の総所得金額-基 礎控除	事後	法改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによ る